資料５-２

○堺市立共同浴場条例施行規則

昭和４６年１２月２３日
規則第５８号
改正　昭和４７年４月１日規則第２５号
昭和４８年３月３１日規則第８号
昭和４８年４月１８日規則第２３号
昭和４８年５月１日規則第３４号
昭和５１年５月２６日規則第２８号
昭和５２年４月２２日規則第１８号
昭和５３年７月２５日規則第４７号
昭和５５年２月２０日規則第５号
昭和５６年４月２７日規則第２３号
昭和６０年３月２８日規則第１５号
平成５年３月３１日規則第１１号
平成１０年２月１３日規則第２号
平成１３年３月１２日規則第５号
平成１５年２月２７日規則第８号
平成１７年１２月２２日規則第１３７号
平成２５年３月２７日規則第５７号
平成２８年２月１０日規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市立共同浴場条例（昭和４６年条例第４７号。以下「条例」という。）第１４条の規定に基づき、堺市立共同浴場（以下「浴場」という。）の管理に関する事項その他条例の施行について必要な事項を定める。

（平１３規則５・平１７規則１３７・一改）

（入浴料）

第２条　条例第４条の規定により市長が定める入浴料の額は、次のとおりとする。

(1)　大人（１２歳以上の者）　２５０円

(2)　小人（１２歳未満の者）　６０円

２　市長が特に必要があると認めるときは、前項の料金についてこれを減免することができる。

（昭４７規則２５・昭５１規則２８・昭５３規則４７・昭５５規則５・昭５６規則２３・昭６０規則１５・平１０規則２・平１３規則５・平１５規則８・平１７規則１３７・平２８規則４・一改）

（開業時間）

第３条　浴場の開業時間は、午後３時から午後１１時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（平１３規則５・一改）

（休業日）

第４条　浴場の休業日は、１月１日及び金曜日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

（昭４７規則２５・昭５２規則１８・平５規則１１・平１３規則５・一改）

（入場者の遵守事項）

第５条　入場者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　所定の場所以外において、火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2)　浴場内を不潔にしないこと。

(3)　騒音、暴力等他人に迷惑をかけないこと。

(4)　秩序又は風紀を乱し、又は乱すおそれのある行為をしないこと。

(5)　その他管理上の必要な指示に従うこと。

（昭６０規則１５・平１３規則５・平２８規則４・一改）

（指定管理者の指定手続）

第６条　条例第８条第２項の申請書は、堺市立共同浴場指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

２　条例第８条第２項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　定款、寄附行為又はこれらに類する書類

(2)　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面

(3)　役員名簿

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（平１７規則１３７・追加、平２８規則４・一改）

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、浴場の管理及び運営に関する事項その他この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

（昭４７規則２５・昭４８規則２３・平１３規則５・一改、平１７規則１３７・旧第６条繰下）

附　則　抄

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行する。

（昭和４６年１２月２４日。ただし、第３条は昭和４７年１月１日）

附　則（昭和４７年４月１日規則第２５号）

この規則は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（昭和４８年３月３１日規則第８号）

この規則は、昭和４８年４月１日から施行する。

附　則（昭和４８年４月１８日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４８年５月１日規則第３４号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年５月２６日規則第２８号）

この規則は、昭和５１年６月１日から施行する。

附　則（昭和５２年４月２２日規則第１８号）

この規則は、昭和５２年５月１日から施行する。

附　則（昭和５３年７月２５日規則第４７号）

この規則は、昭和５３年８月１日から施行する。

附　則（昭和５５年２月２０日規則第５号）

この規則は、昭和５５年３月１日から施行する。

附　則（昭和５６年４月２７日規則第２３号）

この規則は、昭和５６年５月１日から施行する。

附　則（昭和６０年３月２８日規則第１５号）

この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月３１日規則第１１号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年２月１３日規則第２号）

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年３月１２日規則第５号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年２月２７日規則第８号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２２日規則第１３７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年３月２７日規則第５７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月１０日規則第４号）

この規則は、平成２８年７月１日から施行する。

別記様式（第６条関係）

堺市立共同浴場指定管理者指定申請書

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

（申請者）所　在　地
団　体　名
代表者氏名（フリガナ）　　㊞
生 年 月 日
電 話 番 号

堺市立共同浴場の指定管理者の指定を受けたいので、堺市立共同浴場条例第 8 条第 2 項の規定により申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。
(1) 堺市立共同浴場の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
(2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
(3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
(4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
(5) 役員名簿
(6) その他市長が特に必要と認める書類

別記様式（第６条関係）

（平２５規則５７・全改）